

仕 様 書

- 1 業務名
恵下埋立地環境等測定業務
- 2 業務場所
広島市佐伯区湯来町大字和田外
- 3 実施要領
 - (1) 検体及び測定項目
別表－１のとおり。
 - (2) 測定方法
別表－２のとおり。
 - (3) 測定年月日
別表－１に基づき、別途協議して定めるものとする。
なお、天候状況等により、実施月日を変更することがある。
 - (4) 測定等
受注者が実施し、測定等に当たっては事故防止に万全を期すこと。
 - (5) 測定場所
測定地点図－１、２のとおり。
- 4 現場責任者等
受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第８条に基づき選任した現場責任者及び悪臭測定を行う臭気判定士の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。
なお、報告にあたっては、臭気判定士免状の写しを添付すること。
現場責任者等に変更があったときも同様とする。
- 5 報告
 - (1) 広島市委託契約約款第１２条に定める委託業務実施報告書は、次の事項を記載した報告書とし、検体採取又は測定日から２０日以内に発注者へ提出するものとする。
なお、測定結果において、異常と思われる事項を発見した場合は、直ちに発注者に対し、報告するものとする。
 - ① 測定した年月日及び場所
 - ② 測定結果
 - ③ 業務写真帳
写真撮影は、検体採取時とする。
 - (2) 報告書の大きさは原則としてＡ４版とする。
 - (3) 報告書の提出部数は１部とする。なお、分析計算書（測定チャート、検量線等）を添付するものとする。
- 6 その他
 - (1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。
 - (2) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
 - ① 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
 - ② 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
 - ③ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
 - ④ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。

測定計画表（恵下埋立地環境等測定業務）

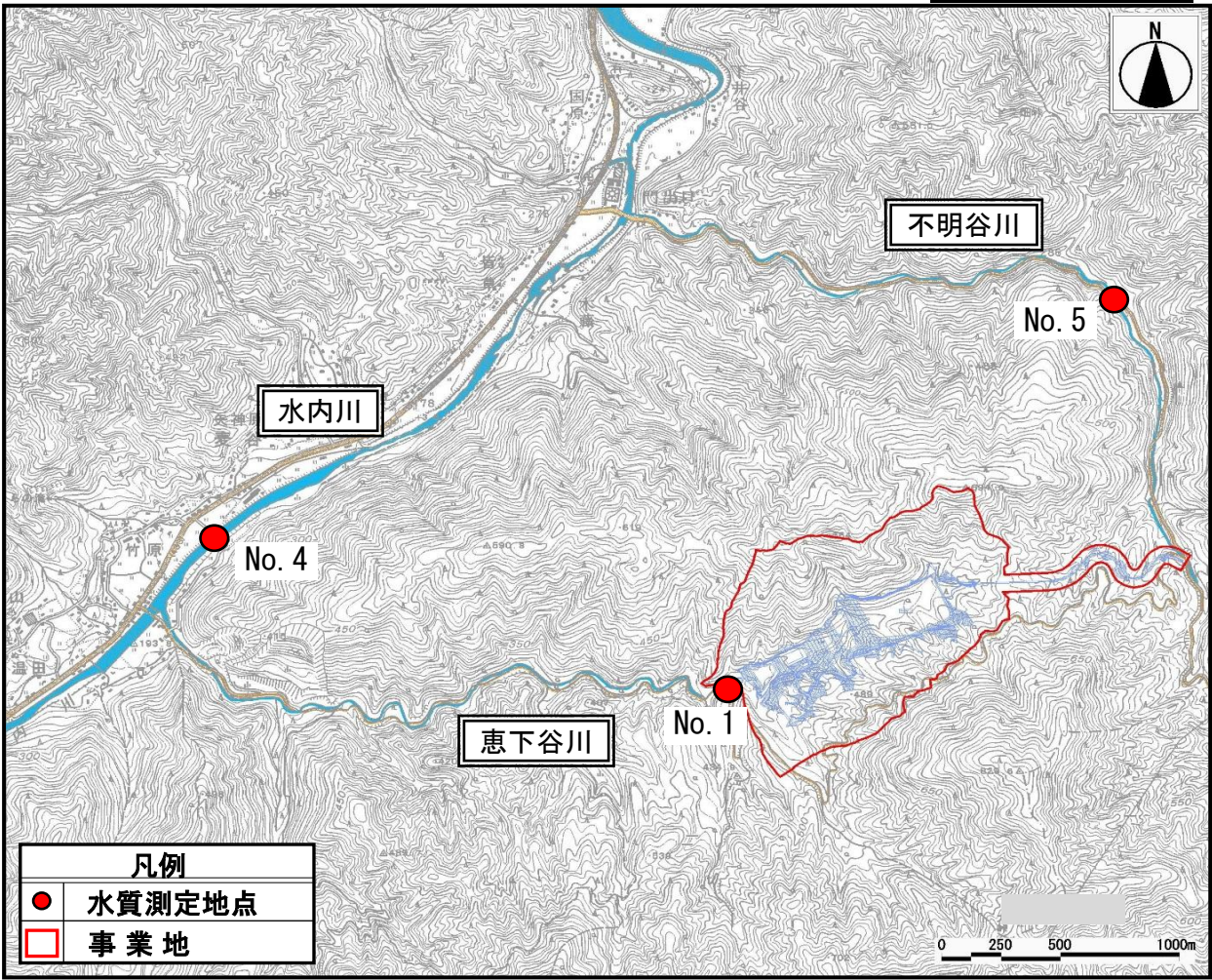
区 分	5月	8月	11月	2月	合計数量
水 質[恵下谷川No.1、水内川No.4、不明谷川No.5の3地点]					
水質汚濁に係る環境基準 32項目 〔生活環境項目5項目 健康項目27項目〕	③	③	③	③	12
塩化物イオン	③	③	③	③	12
悪 臭[第Ⅰ期埋立地1地点]					
臭気指数、臭気濃度	①	①	①	①	4
メタン	①	①	①	①	4
作業環境[第Ⅰ期埋立地1地点]					
総粉じん	①	①	①	①	4
吸入性粉じん	⑤	⑤	⑤	⑤	20
アスベスト	①	①	①	①	4

※注 丸付き数字は、検体数を示している。

測定方法と採取・測定場所（恵下埋立地環境等測定業務）

測定名	測定方法と採取・測定場所
水 質	<p>水質汚濁に係る環境基準32項目は、「水質汚濁に係る環境基準について」に規定する方法とする。 塩化物イオンは、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に規定する方法とする。</p> <p>採取場所は、別紙測定地点図－1（水質測定地点）のとおり。</p>
悪 臭	<p>臭気指数等の測定方法は、「臭気指数及び臭気強度の算定の方法」（平成7.9.13環告63）に定める方法とし、臭気判定士が測定業務を行うこととする。 メタンの測定方法は、ガスクロマトグラフ法による。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>採取場所は、別紙測定地点図－2（悪臭測定地点）のとおり。</p>
作業環境	<p>測定方法は、「作業環境測定基準」（昭和51.4.22労告46）に定める方法とする。 これに定めのない項目については、JISに定める方法とする。</p> <p>① 総粉じんは1地点につき、1検体とし、重量分析方法による。 ② 吸入性粉じんは、1地点につき、5検体とする。ただし、1検体は重量分析方法、4検体は相対濃度指示方法による。 ③ アスベストの測定は、1地点につき、1検体とし、4時間採取する。</p> <p>測定場所は、別紙測定地点図－2（作業環境測定地点）のとおり。</p>

測定地点図-1



測定地点図-2

